

待望のシリーズ  
第4弾!

# 迅速・適正な職務執行のための “生きた教訓”が満載!!

捜査研究臨時増刊号 (平成23年6月発行)

# 判例から学ぶ捜査手続の実務Ⅳ

— 現行犯(準現行犯)逮捕・最新重要判例・国家賠償請求事件編 —

■ 実務判例研究会 編著

※本書は『捜査研究』定期購読者以外の方もお求めいただけます。

● B5判 ● 224頁  
● 定価 1,800円 (本体 1,715円)  
ISBN978-4-8090-1258-7 C3032 ¥1715E

## 本書の特色

学校教養にも独習にも使いやすいこの1冊!

- 「現行犯(準現行犯)逮捕」「公道上・店内でのビデオ撮影」「備忘録等の証拠開示命令」など、第一線の捜査官に必須の重要判例、近時の重要判例を精選。
- 裁判所の判断の背景事情となった「事案の概要」を詳細に紹介するとともに、捜査実務の視点(判例を踏まえ初動活動はどうあるべきか等)を重視し、分かりやすく解説。
- 「判決要旨」「判決(決定)」「解説」のいずれから読んでも理解しやすい構成。

## 掲載テーマ例

○現行犯逮捕・準現行犯逮捕／○備忘録等の証拠開示命令／○初動警察活動上の問題(暴力団員による大学院生殺害事件)／○隣人トラブルと銃砲許可／○公道・店内でのビデオ撮影等／○捜索中に配達された荷物に対する捜索行為など21事例を掲載

13

いわゆる内ゲバ事件に関して、腕に籠手を装着していたり、顔面に新しい傷跡が認められるなど、**刑訴法第212条第2項第2号ないし第4号に当たるものが「罪を行ってから間がないと明らかに認められる」とされた判例**

〈最高裁平成8年1月29日第三小法廷決定 刑集50巻1号〉

### 内容見本

#### 要旨

① 被疑者Aは、本件凶器準備集合、傷害の犯行現場から直線距離で約4キロメートル離れた交番で勤務していた警察官が、いわゆる内ゲバ事件が発生し犯人が逃走中であるなど、本件に関する無線情報を受けて逃走犯人を警戒中、本件犯行終了後約1時間を経過したころ、Aが通り掛かるのを見付け、その挙動や、小雨の中で傘もささずに着衣をぬらし靴も泥で汚れている様子を見て、職務質問のため停止するよう求めたところ、Aが逃げ出したので、約300メートル追跡して追い付き、その際、Aが腕に籠手を装着しているのを認めたなどの事情があったため、Aを本件犯行の準現行犯人として逮捕したというのである。

② また、被疑者B、同Cについては、本件の発生等に関する無線情報を受けて逃走犯人を検索中の警察官らが、本件犯行終了後約1時間40分を経過したころ、犯行現場から直線距離で約4キロメートル離れた路上で着衣等が泥で汚れた右両被疑者を発見し、停止するよう求めたところ、同被疑者らが小走り逃げたこと、Bは腕に籠手を装着しているのを認めたこと、Cは顔面に新しい傷跡が認められること、同被疑者らを本件犯行の準現行犯人として逮捕したというのである。

事案を詳細かつ分かりやすく整理

ているので参照されたい。)

さて、前者の準現行犯逮捕の適法性については、検討するに際し、現行犯人の基本的な意義を確認することとする。

現行犯人の意義

1) 現行犯人の意義

現行犯人の要件につき、刑訴法第212条第1項は「現に罪を行い、又は現に罪を行いつつた者を現行犯人とする」(固有の現行犯人)としているほか、同条第2項において、「次の各号の一にあたる者が、罪を行って後から間がないと明らかに認められるときは、これを現行犯人とみなす」として、「各号の一にあたる者」として「①犯人として追呼されているとき、②贓物又は明らかに犯罪の用に供したと思われる兇器その他の物を所持しているとき、③身体又は被服に犯罪の顕著な証拠があるとき、④誰何されて逃走しようとするとき」の四つの犯人の状況を列挙している(準現行犯人)。

つまり、固有の現行犯人は、犯罪実行中のもの(現に罪を行っている者)、又は犯罪が終わった直後のもの(現に罪を行いつつた者)であり、準現行犯人は、一定の状況を備えている者(現に罪を行いつつた者)を指し、明らかに認められるときに、現行犯人とみなされるものである。

(2) 現行犯逮捕の性質

ところで、現行犯人は、「何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕することができる」(刑訴法213条)が、その理由につき、「憲法33条が現行犯人の逮捕を令状主義の例外として規定した理由は、急速を要するという理由の外、犯罪の嫌疑が明白であり、特段の判断を俟つまでもなく過誤を生ずるおそれがないからである。」(福岡高裁宮崎支部昭和32年9月10日判決)と説かれている。

すると、それはまさに特段の判断をせずとも過誤を生ずるおそれがあるからである。

実務的観点を重視した解説



# 本書の構成

## 第1 最新重要判例

- No.1 取調べ警察官が犯罪捜査規範第13条に基づき作成した備忘録は、刑訴法第316条の26第1項の証拠開示命令の対象となり得るとされた事例〈最高裁平成19年12月25日第三小法廷決定・刑集61巻9号〉
- No.2 警察官が捜査の過程で作成・保管するメモが証拠開示命令の対象となるか否かの判断は、裁判所が行うべきものであるとされた事例〈最高裁平成20年6月25日第三小法廷決定・刑集62巻6号〉
- No.3 警察官が私費で購入したノートに記載し、一時期自宅に持ち帰っていた取調べメモについて、証拠開示が命じられた事例〈最高裁平成20年9月30日第一小法廷決定・刑集62巻8号〉
- No.4 公道上・パチンコ店内でのビデオ撮影及び公道上のごみ集積所に排出されたごみを領置することが適法とされた事例〈最高裁平成20年4月15日第二小法廷決定・刑集62巻5号〉
- No.5 被疑者方居室に対する搜索差押許可状により同居室を搜索中に被疑者あてに配達され同人が受領した荷物について同許可状に基づき搜索することができるとされた事例〈最高裁平成19年2月8日第一小法廷決定・刑集61巻1号〉
- (など9事例)


## 第2 現行犯(準現行犯)逮捕

- No.12 警察官が事前の内偵等により得られた情報に基づき現行犯の存在を認知し得た場合、現行犯逮捕が可能であるとされた事例〈東京高裁昭和41年6月28日判決・判例タイムズ195号〉
- No.13 いわゆる内ゲバ事件に関して、腕に籠手を装着していたり、顔面に新しい傷跡が認められるなど、刑訴法第212条第2項第2号ないし第4号に当たるものが「罪を行い終ってから間がないと明らかに認められる」とされた事例〈最高裁平成8年1月29日第三小法廷決定・刑集50巻1号〉
- No.14 刑訴法第212条第2項第1号にいう「犯人として追呼されているとき」に当たるとされた事例〈東京高裁昭和46年10月27日判決・刑裁月報3巻10号〉
- No.17 刑訴法第212条第2項第4号にいう「罪を行い終ってから間がないとき」及び「誰何されて逃走しようとするとき」に当たるとされた事例〈最高裁昭和42年9月13日第三小法廷決定・刑集21巻7号〉
- (など10事例)

## 第3 国家賠償請求事件

- No.20 暴力団員から集団暴行を受け殺害された大学院生の母親が、県に対し殺害は県警の警察官の対応に原因があるとして求めた国家賠償請求が認容された事例〈神戸地裁平成16年12月22日判決(最高裁第一小法廷平成18年1月19日上告棄却)・判例時報1893号〉
- (など2事例)

全登載判例の目次は、こちらまで!

東京法令  検索   
<http://www.tokyo-horei.co.jp/>

好評発売中!!  
捜査研究臨時増刊号

## 定評の「判例から学ぶ」シリーズ

実務判例研究会 編著

～覚せい剤取締法事件等における搜索・差押えなど捜査実務に不可欠な35事例を検証～

判例から学ぶ 捜査手続の実務 ●B5判 232頁  
●定価 1,600円(本体1,524円)  
ISBN978-4-8090-1233-4 C3032 ¥1524E

— 搜索・差押え、違法収集証拠排除法則編 —

～任意捜査、接見交通等の理解を深めるための35事例を厳選～

判例から学ぶ 捜査手続の実務Ⅱ ●B5判 288頁  
●定価 1,800円(本体1,715円)  
ISBN978-4-8090-1135-1 C3032 ¥1715E

— 任意活動・任意捜査、逮捕・押収、自首、接見交通、訴因の特定編 —

～取調べ、接見交通、防犯カメラの活用など近時の重要テーマを理解するための20事例を厳選～

判例から学ぶ 捜査手続の実務Ⅲ ●B5判 242頁  
●定価 1,800円(本体1,715円)  
ISBN4-8090-1131-3 C3032 ¥1715E

— 取調べ、近時の重要論点(被害・犯行再現状況書証の証拠能力、接見交通、防犯ビデオ等)編 —

## 東京法令出版株式会社

☎060-0009 札幌市中央区北9条西18丁目35-87 ☎011(640)5182 FAX(640)5188

☎980-0012 仙台市青葉区錦町1丁目1-10 ☎022(216)5871 FAX(216)5684

☎462-0053 名古屋市北区光音寺町野方1918 ☎052(914)2251 FAX(914)2253

☎112-0002 東京都文京区小石川5丁目17-3 (代表) ☎03(5803)3304 FAX 03(5803)2560

☎380-8688 長野市南千歳町1005 [営業] ☎026(224)5411 FAX 026(224)5419

☎534-0024 大阪市都島区東野田町1丁目17-12 ☎06(6355)5226 FAX(6355)5227

☎730-0005 広島市中区西白鳥町11-9 ☎082(212)0888 FAX(212)0018

☎810-0011 福岡市中央区高砂2丁目13-22 ☎092(533)1588 FAX(533)1590

[編集] ☎026(224)5412 FAX 026(224)5439

お申込みは  
こちらから

●インターネットでお申込み

 <http://www.tokyo-horei.co.jp/>

(※最新情報等もホームページをご覧ください。)

●お電話でお申込み

0120-338-921

(※携帯電話からもお申込みできます。)

●FAXでお申込み

0120-338-925